

川崎市母子訪問指導事業実施要綱

制定 平成31年4月1日

(平成31年4月1日付31川こ福第345号市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）、川崎市母子保健法施行細則（昭和62年川崎市規則第36号。以下「市規則」という。）及び「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」（平成8年11月20日児発第934号）に基づき、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下「地域みまもり支援センター」という。）において実施する妊産婦及び乳幼児等に対する保健指導による支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(訪問指導を行う者)

第2条 訪問による保健指導（以下「訪問指導」という。）を行う者は、地域みまもり支援センター職員及び川崎市訪問指導員に関する要綱（以下「訪問指導員要綱」という。）に基づき委嘱された者（以下「訪問指導員」という。）のうち、訪問指導員要綱第3条第1項から第4項までに定める業務を担う者とする。

2 前項に規定する者は、保健師、助産師、看護師等母性、乳幼児の保健及び養育に関する適切な指導を行うことができる者（以下「保健師等」という。）とする。

(対象者)

第3条 事業の対象は、第5条から第8条までに定める者とする。

2 前項で定める者のほか、地域みまもり支援センター所長（以下「所長」という。）が必要と認める者は、事業の対象者とすることができます。

3 所長は、関係者及び関係機関からの訪問依頼、乳幼児健康診査事業その他地域みまもり支援センターが行う事業の実施により、幅広く事業の対象者の把握に努めるものとする。

(事業内容)

第4条 保健師等は、対象者の状況に応じて、次の各号に掲げる訪問指導を実施するものとする。

- (1) 新生児訪問（次号に掲げる訪問を除く。）
- (2) 未熟児訪問
- (3) 養育支援訪問
- (4) 一般支援訪問

2 本市においては、前項第1号、第2号及び川崎市こんにちは赤ちゃん事業実施要綱に規定する訪問指導を併せて、児福法第6条の3第4項に定める乳児家庭全戸訪問事業として実施するものとする。

(新生児訪問)

第5条 新生児訪問は、市規則第23条に基づく出生連絡票等により、訪問を希望する家庭の乳児（次条に該当する者を除く。）及びその母等を対象に、原則として生後60日以内に実施するものとし、対象の乳児及びその母等の都合等により生後60日を経過して訪問せ

ざるを得ない場合も、生後150日以内の訪問は、本条による訪問とする。また、その実施に当たっては、次の各号の事項に留意するものとする。

(1) 乳児や家族の健康状態や家庭を取り巻く環境等を明確にすることで、継続支援の必要性を判断すること。

(2) 相談内容、助言等をまとめた新生児訪問指導票（以下「指導票」という。）を作成することとし、指導票の作成に当たっては、新生児訪問指導票記入マニュアルを参考すること。

2 この条において「乳児」とは、母子保健法第6条第2項に規定する1歳に満たない者をいう。

(未熟児訪問)

第6条 未熟児訪問は、前条により訪問を希望する家庭の新生児のうち、出生時に2500g未満である者（以下「未熟児」という。）及びその母等を対象に、原則として生後60日以内に実施するものとし、対象の未熟児及びその母等の都合等により生後60日を経過して訪問せざるを得ない場合も、生後150日以内の訪問は、本条による訪問とする。また、その実施に当たっては、身体各機能が未熟であることや、疾病に罹患しやすい等の未熟児の特性を踏まえて保健指導を行い、前条第1項に留意するものとする。

(養育支援訪問)

第7条 養育支援訪問は、各区地域みまもり支援センターで実施する母子保健事業等を通じて把握した、継続的に養育を支援することが特に必要と認められる次の各号に掲げる家庭の妊婦並びに乳児、幼児（以下「乳幼児」という。）及びその保護者に対して実施するものとする。ただし、第5条及び前条に規定する訪問指導の対象者として訪問指導を実施する場合は、養育支援訪問の対象者から除くものとする。

(1) 妊娠及び子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭

(2) 若年の妊婦、心身の不調の妊婦、妊婦健康診査未受診者、望まない妊娠等の状況にある妊婦のいる妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭

(3) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭

(4) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭

(5) 乳幼児健診等の対象とならない年齢にある乳幼児、公的な支援につながっていない乳幼児、3歳児から5歳児までであって保育所、幼稚園等に通っていない乳幼児のいる支援を必要とする家庭

(6) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、乳幼児が復帰した後の家庭

(7) 前2号のほか、養育支援家庭訪問事業実施要綱（平成26年5月29日雇児発第33号）に基づき、所長が専門的相談支援の必要性を認める家庭

2 前項に規定する養育支援訪問の実施に当たっては、次の各号の事項に留意する。

(1) 所長は、対象者を把握した場合は、支援内容の決定に当たり、関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行い、その支援内容を明確にして必要な支援を行うものとする。

(2) 保健師等は、対象者の状況等を十分に理解し、母子保健法に基づき保健指導等を行う

必要がある者に対しては、家庭内での育児に関する相談、指導及び養育者の身体的、精神的不調状態に対する相談、指導等を総合的に実施するものとする。

(一般支援訪問)

第8条 一般支援訪問は、第5条から前条までに規定する訪問を除くすべての訪問指導を行い、その実施に当たっては、乳児及び幼児並びに思春期から更年期までにわたる年代の者を対象とすることから、対象者の年齢や健康状態等に応じ、その後の健康の保持及び増進に寄与する保健指導を行うものとする。

(謝礼金)

第9条 訪問指導員が、第5条から前条までに規定する訪問指導を実施した場合の訪問指導員に対する謝礼金については、訪問指導員要綱第8条及び川崎市母子訪問指導事業における謝礼支払基準（23川市こ家第1642号）に基づき支払うものとする。

- 2 第5条及び第6条に規定する訪問指導において、対象となる乳幼児が多胎児である場合は、前項の規定の対象となる乳幼児の人数を乗じた額を支払うものとする。
- 3 第7条及び前条に規定する訪問指導に当たっては、対象となる家庭の児童の人数にかかわらず、訪問指導の実施回数は1回として、謝礼を支払うものとする。
- 4 訪問指導員が第5条から第8条までに規定する対象者の家庭を訪問指導した場合について、対象者の都合等により訪問の実施が中止された場合は、1回の訪問指導を実施したものとみなし、謝礼を支払うものとする。

(記録の整備等)

第10条 保健師等は、訪問指導を実施した場合は、第5条及び第6条に基づく訪問指導については新生児訪問指導票に、第7条に基づく訪問については児童相談システム、第8条に基づく訪問指導については母子相談記録等に、それぞれ相談内容及び助言等を記載するものとし、訪問指導を実施できなかった場合は、必要に応じてその理由等を記録し、対象者の状況によって再度訪問指導等を行い、支援の必要性を判断するものとする。

(報告)

第11条 地域みまもり支援センター保健所支所長は、第5条、第6条及び第7条に掲げる訪問指導の実施に関し、実施状況を翌月末日までに母子保健情報管理システムに入力することにより、こども未来局長に報告を行う。

- 2 地域みまもり支援センター福祉事務所長は、第7条に掲げる訪問指導の実施に関し、実施状況を翌月末日までに母子保健情報管理システムに入力することにより、こども未来局長に報告を行う。

(研修会等)

第12条 こども未来局長又は所長は、訪問指導に関する知識の習得、技術の研鑽及び個人情報の保護を図るため、訪問指導員に対し必要な研修等を実施するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。